

訪問介護事業登録ヘルパー育児支援規程

（目的）

第1条 社会福祉法人アス・ライフが運営するアス・ヘルパーステーション事業において未就学児童の育児により勤務することが困難な登録ヘルパー（登録訪問介護職員）の一時的な保育を支援し、働きやすい職場環境を提供することで訪問介護職の働き安さ及び登録ヘルパー職員の増員を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次に掲げる一時預かりの支援を行うものとする。

- (1) アス・ヘルパーステーションに登録した訪問介護職員が訪問介護職務、会議及び研修等のため、未就学児童を一時預かり施設に預ける場合の利用料を負担する。

（一時預かりの場所）

第3条 法人が認めた一時預かり施設とする。

（対象児童）

第4条 アス・ヘルパーステーションに登録した訪問介護職員の未就学児童とする。

（利用時間）

第5条 利用時間は、訪問介護業務に必要な時間（訪問先への移動を含む。）とする。

(利用申込)

第6条 事業所様式の一部預かり利用申込書(以下「申込書」という。)に必要書類を添付して管理者に申込みものとする。

(利用承認)

第7条 管理者は、前条の申込みがあったときは、これを承認するか否かについて審査し、申込書に承認印を捺印する。

2 前項の規定による通知は、初回のみ申込書の写しに審査の結果を記入した書面により行うものとする。2回目より口頭により通知する。

(費用負担)

第8条 一部預かり費用の額は、アス・ヘルパーステーションにて負担する。但し、1時間につき600円を限度とする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、事業の勤務に関し必要な事項は、その都度管理者及び理事長の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。